

印鑑登録のお手続き方法

～登録する**本人が来庁**される場合で、**保証人による本人確認**を行う場合～

窓口へ来てお手続きをする方 ⇒ 登録をする**本人**（15歳以上）

お持ちいただくもの

⇒①「**印鑑登録申請書**」※「**保証人**」欄に記入および押印済みのもの

…印鑑登録をする方が本人であることを、運転免許証等の代わりに保証していただくためのものです。
「**印鑑登録申請書**」の用紙をお渡ししますので、事前に窓口担当へお申しつけください。

②**登録する印鑑**

…いわゆる「三文判」や、同じ世帯の方がすでに登録している印鑑と同一または酷似した印影（印鑑の模様）の印鑑は、登録することができません。
…その他にも登録できる印鑑には**きまり**がありますので、事前に必ずご確認ください。
（詳しくは裏面をご覧ください）

③**登録手数料**

…登録手数料は1件につき500円です。
…登録と同時に「**印鑑証明書**」も申請される場合は、登録手数料のほかに証明書発行手数料として1枚につき300円が必要です。

受付窓口

⇒ 山田町役場町民課
役場豊間根支所
役場船越支所

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ先

山田町役場町民課 住民記録チーム

0193-82-3111 （内線121・122）